

旅客営業規則等の改正について

当社では、下記のとおり改正させていただきます。

記

1 改正

- (1) 旅客営業規則
- (2) ICカード乗車券取扱規則
- (3) 障がい者用ICカード乗車券取扱特約

2 実施日

令和7年4月1日（火）初電より

3 内容

以下の新旧対照表のとおり改定いたします

以上

《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課

TEL：045-787-7008

（9：00～17：20）

旅客営業規則 新旧対照表

改正前	改正後											
<p>第2款 特殊割引普通乗車券の発売</p> <p>(特殊割引普通乗車券の発売)</p> <p>第39条 次の各号に掲げる旅客に対して、特殊割引普通乗車券を発売する。</p>	<p>(精神障害者)</p> <p>第38条の2 当社が取扱いをする「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。</p> <p>2 前項の精神障害者を、次に掲げる第1種精神障害者および第2種精神障害者に分ける。</p> <table border="1" data-bbox="1196 448 1872 651"> <thead> <tr> <th>割引種別</th> <th>障害等級</th> <th>精神障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種精神障害者</td> <td>1級</td> <td>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種精神障害者</td> <td>3級</td> <td>日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第1種精神障害者および第2種精神障害者の別については、精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</p> <p>(介護者)</p> <p>第38条の3 前条に規定する精神障害者のうち、介護を必要とする第1種精神障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。</p> <p>2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、同時に購入するものでなければならない。</p> <p>3 第1項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。</p> <p>4 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、有効な精神障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。</p> <p>第2款 特殊割引普通乗車券の発売</p> <p>(特殊割引普通乗車券の発売)</p> <p>第39条 次の各号に掲げる旅客に対して、特殊割引普通乗車券を発売する。</p>	割引種別	障害等級	精神障害の状態	第1種精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	第2種精神障害者	3級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの
割引種別	障害等級	精神障害の状態										
第1種精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの										
	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの										
第2種精神障害者	3級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの										

- (1) 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

2 特殊割引普通乗車券を購入しようとする旅客は、身体障害者手帳・療育手帳を提示しなければならない。

第3款 特殊割引定期乗車券の発売

(特殊割引通勤定期乗車券の発売)

第40条 次の各号に掲げる旅客に対して、特殊割引通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独または12才未満で介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (2) 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独または12才未満で介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 特殊割引通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、身体障害者およびその介護者~~または~~知的障害者およびその介護者~~にあつては~~、定期乗車券購入申込書の提出とともに、身体障害者手帳・療育手帳を提示しなければならない。ただし、連絡運輸については旅客鉄道会社が定める連絡運輸に関する規則および規程の定めを準用する。

(特殊割引通学定期乗車券の発売)

第41条 次の各号に掲げる旅客に対して、特殊割引通学定期乗車券を発売する。

- (1) 第35条に規定する身体障害者
- (2) 第37条に規定する知的障害者

2 特殊割引通学定期乗車券を購入しようとする旅客は、第27条の規定

- (1) 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(3) 第1種精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。

2 特殊割引普通乗車券を購入しようとする旅客は、身体障害者手帳・療育手帳~~または有効な精神障害者手帳~~を提示しなければならない。

第3款 特殊割引定期乗車券の発売

(特殊割引通勤定期乗車券の発売)

第40条 次の各号に掲げる旅客に対して、特殊割引通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独または12才未満で介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (2) 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独または12才未満で介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 第1種精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種精神障害者が単独または12才未満で介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 特殊割引通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、身体障害者およびその介護者~~、~~知的障害者およびその介護者~~または精神障害者およびその介護者~~にあつては、定期乗車券購入申込書の提出とともに、身体障害者手帳・療育手帳~~または有効な精神障害者手帳~~を提示しなければならない。ただし、連絡運輸については旅客鉄道会社が定める連絡運輸に関する規則および規程の定めを準用する。

(特殊割引通学定期乗車券の発売)

第41条 次の各号に掲げる旅客に対して、特殊割引通学定期乗車券を発売する。

- (1) 第35条に規定する身体障害者
- (2) 第37条に規定する知的障害者
- (3) 第38条の2に規定する精神障害者

2 特殊割引通学定期乗車券を購入しようとする旅客は、第27条の規定

する購入手続とともに身体障害者手帳・療育手帳を提示しなければならない。

- 3 特殊割引通学定期乗車券を発売する旅客について、介護者が必要の場合は、第36条第2項および第38条第2項の規定にかかわらず、特殊割引通勤定期乗車券を発売する。ただし、連絡運輸については旅客鉄道会社が定める連絡運輸に関する規則および規程の定めを準用する。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

第4款 特殊割引回数乗車券の発売

(特殊割引回数乗車券の発売)

第42条 次の各号に掲げる旅客が、区間を同じくして乗車する場合、当該区間に有効な11券片の特殊割引回数乗車券を発売する。

- (1) 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

- 2 特殊割引回数乗車券を購入しようとする旅客は身体障害者手帳・療育手帳を提示しなければならない。

中略

第5章 乗車券の様式

第1節 通則

(乗車券の表示事項)

第69条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
- (2) 有効期間
- (3) 発行日付
- (4) 発行箇所名

- 2 臨時に発売する乗車券、その他特殊の乗車券にあつては、前項に規

する購入手続とともに身体障害者手帳・療育手帳または有効な精神障害者手帳を提示しなければならない。

- 3 特殊割引通学定期乗車券を発売する旅客について、介護者が必要の場合は、第36条第2項、第38条第2項および第38条の3第2項の規定にかかわらず、特殊割引通勤定期乗車券を発売する。ただし、連絡運輸については旅客鉄道会社が定める連絡運輸に関する規則および規程の定めを準用する。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

第4款 特殊割引回数乗車券の発売

(特殊割引回数乗車券の発売)

第42条 次の各号に掲げる旅客が、区間を同じくして乗車する場合、当該区間に有効な11券片の特殊割引回数乗車券を発売する。

- (1) 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (3) 第1種精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。

- 2 特殊割引回数乗車券を購入しようとする旅客は身体障害者手帳・療育手帳または有効な精神障害者手帳を提示しなければならない。

中略

第5章 乗車券の様式

第1節 通則

(乗車券の表示事項)

第69条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
- (2) 有効期間
- (3) 発行日付
- (4) 発行箇所名

- 2 臨時に発売する乗車券、その他特殊の乗車券にあつては、前項に規

定する表示事項の一部を省略することがある。

3 第1項のほか、次の各号に規定する記号を当該乗車券の表面に表示する。

- (1) 小児用の乗車券 **小**
- (2) 通学定期乗車券 **学** **高** **小中**
- (3) 割引乗車券 **割**
- (4) 身体障害者用 **障** 介護者用 **介**
- (5) 知的障害者用 **育** 介護者用 **護**

(6) 第30条第1項第1号の規定によるもの **放学**

(7) 第30条第1項第2号の規定によるもの（通信制）

(8) 第27条第4項の規定によるもの **実** **学**

(9) 再交付するもの **再**

(10) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効開始日前から有効とさせるもの

継続

中略

第8章 手回り品

（手回り品および持込禁制品）

第128条 旅客は、次条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表に掲げる危険品および他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの。

定する表示事項の一部を省略することがある。

3 第1項のほか、次の各号に規定する記号を当該乗車券の表面に表示する。

- (1) 小児用の乗車券 **小**
- (2) 通学定期乗車券 **学** **高** **小中**
- (3) 割引乗車券 **割**
- (4) 身体障害者用 **障** 介護者用 **介**
- (5) 知的障害者用 **育** 介護者用 **護**

(6) 精神障害者用 **福** 介護者用 **付**

(7) 第30条第1項第1号の規定によるもの **放学**

(8) 第30条第1項第2号の規定によるもの（通信制）

(9) 第27条第4項の規定によるもの **実** **学**

(10) 再交付するもの **再**

(11) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効開始日前から有効とさせるもの

継続

中略

第8章 手回り品

（手回り品および持込禁制品）

第128条 旅客は、次条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、車内に持ち込むことができない。

- (2) 別表に掲げる危険品および他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの。

- (2) 刃物（他の旅客に危険を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（小数量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、次条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または次条第4項の規定により持ち込むことができる動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をおよぼすおそれのあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれのあるもの。

危険品一覧表

- (2) 刃物（他の旅客に危険を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (4) 死体
- (5) 動物（小数量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、次条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または次条第4項の規定により持ち込むことができる動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をおよぼすおそれのあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれのあるもの。

2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

（注）揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

危険品一覧表

危険品一覧表

改正前

番号及び種別		危険品の品目	適用除外の物品 (手回り品として車内に持ち込むことができるもの)
1	火 薬	<p>(1) 火 薬</p> <p>ア 黒色火薬, その他硝酸塩を主とする火薬</p> <p>イ 無煙火薬, その他硝酸エステルを主とする火薬</p> <p>ウ 過塩素酸塩を主とする火薬</p> <p>(2) 爆 薬</p> <p>ア 雷こう, その他の起爆薬</p> <p>イ 硝安爆薬</p> <p>ウ 塩素酸カリ爆薬</p> <p>エ カーリット</p> <p>オ その他の硝塩酸, 塩素酸塩または過塩素酸塩を主とする爆薬</p> <p>カ 硝酸エステル</p> <p>キ ダイナマイト類</p> <p>ク ニトロ化合物とこれを主とする爆薬</p> <p>(3) 火工品</p> <p>雷管, 実包, 空包, 信管, 火管, 導爆線, 雷管または火管付薬きょう, 火薬または爆薬を装てんした弾丸類, 星火を発する榴弾, 救命策発射器用ロケット, その他の火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は, 手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 銃用火薬で, 容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの。</p> <p>(2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した, 銃用雷管または銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。</p> <p>(3) 銃用実包または銃用空包で, 弾帯または薬ごうにそう入し, または振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの。</p>
2	圧力ガス	<p>(1) 圧縮ガス</p> <p>アセチレンガス, 天然ガス, 水素ガス, 硫化水素ガス, 一酸化炭素ガス, 石炭ガス, 水性ガス, 空気ガス, アンモニアガス, 塩素ガス, 酸素ガス, 窒素ガス, 炭酸ガス(二</p>	<p>次の各号に掲げる物品は, 手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし, 中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p> <p>(1) 医療用または携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のも</p>

番号及び種別		危険品の品目	適用除外の物品 (手回り品として車内に持ち込むことができるもの)
2	圧力ガス	酸化炭素), 亜塩化窒素ガス (笑化ガス), ホスゲンガス, オゾン, ヘリウム, アルゴン, ネオンガス その他の圧縮ガス及びその製品 (2) 液化ガス 液体空気, 液体窒素, 液体酸素, 液体アンモニア, 液体塩素, 液体プロパン, 液体炭素, 液体亜硫酸, フレオン-12, フレオン-22, 液体シアン化水素 (液体青酸), 塩化エチル, 塩化メチル (メチルクロライド), 液化酸化エチレン, 塩化ビニルモノマ, 液体メタン, その他の液化ガスおよびその製品	の。 (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。 (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で, 2リットル以内のものまたは容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの。
3	マッチと軽火工品	(1) マッチ 安全マッチ, 硫化リンマッチ, 黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線, 電気導火線, 信号えん管, 信号火せん, 発煙信号かん (発煙筒を含む。), 発煙剤, 煙火, がん具煙火, 競技用紙雷管 (大型紙雷管を含む。), がん具用軽火工品, 始動薬, 冷始動薬, (始動栓, 発火薬または着火器ともいう。), 冷始動発熱筒, 始発筒その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は, 手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 安全マッチで, 容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。 (2) 導火線または電気導火線で容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。 (3) がん具煙火, 競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で, 容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの。 (4) 信号えん管及び信号火せん実重量が500グラム以内のもの。 (5) 始動薬, 冷始動薬, 冷始動発熱筒及び始発筒で, 容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。

番号及び種別		危険品の品目	適用除外の物品 (手回り品として車内に持ち込むことができるもの)
4	油紙, 油布類	(1) 油紙, 油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
5	可燃性液体	(1) 鉱油原油, 揮発油, ソルベントナフタ, コールタール軽油, ベンゼン (ベンゾール), トルエン (トルオール), キシレン (キシロールまたはザイロール), メタノール (メチルアルコールまたは木精), アルコール (変性アルコールを含む。) アセトン, 二硫化炭素, 酢酸ビニールモノマ, エーテル, コロジオン, クロロシラン, アセトアルデヒド, パラアルデヒド, ジエチルアルミニウム, モノクロライド, モノメチルアミン, トリメチルアミンの水溶液, ジメチルアミン, ピリジン, 酢酸アルミ, 酢酸エチル, 酢酸メチル, 蟻酸エチル, プロピルアルコール, ビニルメチルエーテル, 臭化エチル (エチルブロマイド), 酢酸ブチル, アルミアルコール, ブタノール (ブチルアルコール), フーゼル油, 松根油, テレピン油 (松精油), 灯油 (石油), 軽油 (ガス油), 重油 (バンカー油, ディーゼル重油), その他の可燃性液体及びその製品 (ペンキ等) (2) ニトロベンゼン (ニトロベンゾール)	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品 (揮発油等の可燃性液体そのものは除く) で、2リットル以内のものまたは容器・荷造とも重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。

番号及び種別		危険品の品目	適用除外の物品 (手回り品として車内に持ち込むことができるもの)
5	可燃性液体	(3) ニトロトルエン (ニトロトルオール)	
6	可燃性固体	金属カリウム, 金属ナトリウム (金属ソーダ), カリウムアマルガム, ナトリウムアマルガム, マグネシウム (粉状, 箔状またはひも状のものに限る。), アルミニウム粉, 黄リン, 硫化リン, ニトロセルローズ, 硝石 (硝酸カリウム), 硝酸アンモニウム (硝酸アンモンまたは硝安), ピクリン酸, ジニトロベンゼン, ジニトロナフタリン, ジニトロトルエン, ジニトロフェノールその他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で, 容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のものは, 手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト, 生石灰 (酸化カルシウム), 低温焼成ドロマイト, リン化カルシウム, カーバイド (炭化カルシウム)	乾燥した状態のカーバイドで破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは, 手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸類	(1) 強酸類 硝酸, 硫酸, 塩酸, 塩化スルホン酸 (塩化スルリンを含む。), 沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は, 手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で密閉した容器に収納し, 且つ, 破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で堅固な木箱に入れ, 且つ, 端子が外部に露出しないように荷造したもの。

番号及び種別	危険品の品目	適用除外の物品 (手回り品として車内に持ち込むことができるもの)	
9	酸化腐し よく剤	<p>塩素酸カリウム, 塩素酸バリウム (塩酸バリウム), 塩素酸ナトリウム (塩素酸ソーダ), 過塩素酸アンモニウム (過塩素酸アンモン), 塩化リン, 過酸化ナトリウム (過酸化ソーダ), 過酸化バリウム, 晒粉, 臭素 (ブロム), 塩素酸カルシウム, 塩素酸銅, 塩素酸ストロンチウム, 過塩素酸カリウム, 過塩素酸ナトリウム, 過酸化亜鉛, 過酸化カルシウム, 過酸化マグネシウム, 過酸化アンモニウム, 過硫酸アンモニウム, 過硫酸カリウム, 過硫酸ナトリウム, 臭化ベンジル, 青臭化ベンジル, 塩化アセトフェノン (クロルアセトフェノン), ジニトロソレゾルシン鉛, パラトルオールスロホタロリット, 四塩化チタン, 三酸化クローム (無水クロム酸), 過酸化ベンゾイル, シリコン AC87, その他の酸化腐しよく剤及びその製品</p>	<p>次に掲げる物品は, 手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 酸化腐しよく剤で, 密閉した容器に収納し, 且つ, 破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの。</p> <p>(2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で, 容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。</p>
10	揮散性 毒物	<p>硫酸ジメチル (ジメチル硫酸), フェロシリコン, 塩化硫黄, クロロピクリン, 四エチル鉛, クロロホルム, ホルマリン, メチルクロライド, 液体青酸, その他の揮散性毒物</p>	<p>次の各号に掲げる物品は, 手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) クロロホルム, ホルマリン及び液体青酸で, 密閉した容器に収納し, 且つ, 破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの。</p> <p>(2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので, 容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。</p>

番号及び種別		危険品の品目	適用除外の物品 (手回り品として車内に持ち込むことができるもの)
11	放射性物質	核燃料物質, 放射性同位元素 (ラジオ・アイソトープ)	
12	セルロイド類	セルロイド素地, セルロイドくず, セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で実重量が300グラム以内のものは, 手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤, 水銀剤, 硫黄剤, ホルマリン剤, ジネブ剤, 石灰剤, 砒素剤, 除虫菊剤, ニコチン剤, デリス剤, BHC 剤, DDT 剤, アルカリ剤, 鉱油剤, クロールデン剤, 燐剤, 浮塵子駆除油剤, DN 剤, 燻蒸剤, 殺鼠剤, 除草剤, 展着剤	次の各号に掲げる物品は, 手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号) の適用を受けないもの。 (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で 2 本以内のもの。

危険品一覧表

改正後

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬, その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬, その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう, その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩, 塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し, 又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内(競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内)のもの
				空包	銃用空砲	弾帯又は薬ごうにそう入し, 又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	—
				火管	—	—
				導爆線	—	—
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	—
				星火を発する榴弾	—	—
				救命索発射器用ロケット	—	—
				煙火	—	—
				がん具煙火	がん具煙火(おもちゃ花火, 発炎筒*), 競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)	—	—
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線	—	—
				その他の火工品	—	—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
		その他 爆発性 の物	その他	その他, 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) で定める火薬類	—	
			—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey *	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
—	その他, 労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号) における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	—				
2	発火性 の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他 発火性 の物	—	セルロイド類	ペン, 眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム (金属ソーダ)	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム (粉状箔状又はひも状のものに限る。)	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト (亜二チオン酸ナトリウム)	—	
—	カーバイド (炭化カルシウム)	—				
—	その他の発火性の物及び製品	油紙 (刃物用包装紙等) *	容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のもの			
3	引火性 の物	可燃性 液体	—	メタノール (メチルアルコール又は木精)	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏, 角質軟化剤*	

改正後

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
			—	ブタノール (ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造とも の重量が2キログラム以内のもの
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油 (松精油)	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール, 除菌スプレー*	
			—	酢酸	食用酢酸, 掃除用酢酸, 農業用酢酸*	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤, 保湿剤, 化粧品 (ローション, クリーム等)*	
			—	アルコール (変性アルコールを含む。)	酒類*	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン (ベンゾール)	—	
			—	トルエン (トルオール)	—	
			—	キシレン (キシロール又はザイロール)	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル (エチルプロマイド)	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油 (石油)	—	
			—	軽油 (ガス油)	—	
			—	重油 (バンカー油, ディーゼル重油)	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン (ニトロベンゾール)	—	
			—	ニトロトルエン (ニトロトルオール)	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量, 数量等	
4	可燃性 のガス		—	酢酸ノルマルペンチル	—		
			—	イソペンチルアルコール	—		
			—	メチルエチルケトン	—		
			その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
		高圧ガス	圧縮 ガス		酸素ガス	酸素ボンベ, 酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
					炭酸ガス (二酸化炭素)	消火器 炭酸ガスカートリッジ*	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					天然ガス	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
					水素ガス	水素ガス吸入器*	
					窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
					オゾン	オゾン発生器*	
					ヘリウム	ヘリウムガス*	
					ネオンガス	ネオン管*	
					アセチレンガス	—	
					硫化水素ガス	—	
					一酸化炭素ガス	—	
					石炭ガス	—	
					水性ガス	—	
					空気ガス	—	
					アンモニアガス	—	
					塩素ガス	—	
					亜酸化窒素ガス (笑気ガス)	—	
	ホスゲンガス			—			
	アルゴン			—			
	エタン			—			
	エチレン			—			
	メタン			—			
	その他の圧縮ガス及びその製品			—			
	液化 ガス				液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
					フレオン-12	エアゾール噴射剤, エアコンガス*	
					フレオン-22	エアゾール噴射剤, エアコンガス*	
				ブタン	ライター, カセットガスボンベ*		
				液体空気	—		
				液体窒素	—		
				液体酸素	—		
				液体アンモニア	—		
				液体塩素	—		
			液体亜硫酸	—			

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	液化シアン化水素 (液体青酸)	—	—
			—	塩化エチル	—	—
			—	塩化メチル (メチルクロライド)	—	—
			—	液化酸化エチレン	—	—
			—	塩化ビニルモノマ	—	—
			—	液体メタン	—	—
			—	その他の液化ガス及びその製品	—	—
		過塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム (塩素酸ソーダ)	—	—
			—	塩素酸カリウム	—	—
			—	塩素酸バリウム (塩酸バリウム)	—	—
			—	塩素酸カルシウム	—	—
		過塩素酸 塩類	—	塩素酸ストロンチウム	—	—
			—	塩素酸アンモニウム	—	—
			—	その他の塩素酸塩類	—	—
			—	過塩素酸アンモニウム (過塩素酸アンモン)	—	—
		過酸化物	—	過塩素酸カリウム	—	—
			—	過塩素酸ナトリウム	—	—
			—	その他の過塩素酸塩類	—	—
			—	過酸化ナトリウム (過酸化ソーダ)	—	—
			—	過酸化カルシウム	—	—
			—	過酸化マグネシウム	—	—
			—	過酸化バリウム	—	—
		硝酸塩類	—	過酸化亜鉛	—	—
			—	過酸化カリウム	—	—
			—	その他の無機過酸化物	—	—
			—	硝石 (硝酸カリウム)	肥料*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
		亜塩素酸 塩類	—	硝酸アンモニウム (硝酸アンモン又は硝安)	—	—
			—	硝酸ナトリウム	—	—
—	その他の硝酸塩類		—	—		
—	亜塩素酸ナトリウム		漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの		
次亜塩素酸 塩類	—	その他の亜塩素酸塩類	—	—		
	—	晒粉 (次亜塩素酸カルシウム)	—	—		
その他 酸化性 の物	—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの		
	—	過硫酸アンモニウム	—	—		
	—	過硫酸カリウム	—	—		
	—	過硫酸ナトリウム	—	—		
	—	三酸化クローム (無水クロム酸)	—	—		
—	その他の酸化性の物及び製品	—	—			

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質, 核燃料 物質及びこれらに汚染されたもの	—	—
7	毒物・ 劇物	毒物・ 劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納 し, 且つ, 破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル以内 のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗 浄剤*	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸 (塩化スルフリルを含 む)	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル (ジメチル硫酸)	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロロピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素 (ブロム)	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他, 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法 律第303号) で指定されている毒物及び劇 物	—	
			—	その他, 毒物及び劇物取締法で指定されて いる毒物及び劇物を使用した製品 (薬液 を入れた鉛蓄電池など)	バッテリー*	
	その他 危険物	農薬	—	硫黄剤	農薬取締法 (昭和 23 年法律第82 号) の適用を受ける 農薬	拡散用高压容器に封 入した農薬で 2 本以 内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
—	石灰剤	乾燥剤*	破損するおそれのない 容器に密閉した 1 個の重量が 20 キロ グラム以内のもの			
—	砒素剤					
—	ニコチン剤					
—	デリス剤					
—	BHC 剤					
—	DDT 剤					
—	鉱油剤					
—	その他, 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) の適用を受けるもの					
—	生石灰 (酸化カルシウム)			催涙スプレー*	容器・荷造ともの重 量が 3 キログラム以 内のもの	
—	塩化アセトフェノン (クロルアセトフェノン)					

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量, 数量等
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

ICカード乗車券取扱規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p>第16条 当社が別に定める旅客営業規則により、割引を受けようとする旅客がICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p>(2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。</p> <p>3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。</p>	<p>(障害者割引)</p> <p>第16条 当社が別に定める旅客営業規則により、割引を受けようとする旅客がICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p>(2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。</p> <p>3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）を呈示するものとする。</p>
<p>(身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理)</p> <p>第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>	<p>(障害者割引運賃の端数処理)</p> <p>第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>

障がい者用 I C カード乗車券取扱特約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、株式会社横浜シーサイドライン（以下「当社」という。）が、「株式会社横浜シーサイドライン I C カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）第1種身体障害者または第1種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用 P A S M O 取扱特約に基づき発行する障がい者 P A S M O および介護者 P A S M O（以下「障がい者用 P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I C カード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。</p> <p>中略</p> <p>(使用方法および制限事項)</p> <p>第4条 障がい者用 I C カード乗車券を使用して乗車するときは、I C 規則第5条に定める取扱いのほか、障がい者 I C カード乗車券およびその対となる介護者 I C カード乗車券を同時かつ同一行程で使用しなければならない。ただし、第1種身体障害者または第1種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C カード乗車券を単独で使用することができる。</p> <p>2 障がい者 I C カード乗車券は記名人本人、介護者 I C カード乗車券は障がい者 I C カード乗車券を使用する記名人本人を介護する能力があると認められる者が使用することができる。</p> <p>3 障がい者用 I C カード乗車券は有効期限終了後は使用することができない。この場合、第20条に規定する有効期限の更新手続きを行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、株式会社横浜シーサイドライン（以下「当社」という。）が、「株式会社横浜シーサイドライン I C カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）（以下、総称して「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄または旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に記載のある）第1種身体障害者、第1種知的障害者または第1種精神障害者（以下、総称して「障害者」という）とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用 P A S M O 取扱特約に基づき発行する障がい者 P A S M O および介護者 P A S M O（以下「障がい者用 P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I C カード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。</p> <p>中略</p> <p>(使用方法および制限事項)</p> <p>第4条 障がい者用 I C カード乗車券を使用して乗車するときは、I C 規則第5条に定める取扱いのほか、障がい者 I C カード乗車券およびその対となる介護者 I C カード乗車券を同時かつ同一行程で使用しなければならない。ただし、障害者が単独で乗車するときは、当社線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C カード乗車券を単独で使用することができる。</p> <p>2 障がい者 I C カード乗車券は記名人本人、介護者 I C カード乗車券は障がい者 I C カード乗車券を使用する記名人本人を介護する能力があると認められる者が使用することができる。</p> <p>3 障がい者用 I C カード乗車券は有効期限終了後は使用することができない。この場合、第20条に規定する有効期限の更新手続きを行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。</p>